

## [事案 2019-195] 契約解除取消等請求

・令和2年11月9日 和解成立

### <事案の概要>

募集人による不告知教唆または告知妨害があったこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

多発性子宮筋腫および両側卵巣内膜症性嚢胞により入院し手術を受けたので、平成25年2月に契約した終身保険を転換し、平成30年8月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として、組立型契約のうち総合医療保険および女性特定保険が解除された。しかし、以下の理由により、一部解除を取り消して入院・手術給付金等を支払ってほしい。

- (1) 転換に際して、募集人に、「子宮筋腫で10月に手術するけど保険の見直しはできるの？」と質問したところ、募集人から「聞かなかったことにするね」と言われた。
- (2) 告知時、告知書の質問「過去5年以内の特定の病気」について、「該当なしでいいの？」と募集人にタブレット画面を見せながら質問したところ、募集人が「うん」と回答したので「該当なし」とした。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、多発性子宮筋腫の病歴のほか、健康診断の結果および卵巣嚢胞による受診歴について告知していないが、これは申立人の故意または重大な過失による。
- (2) 募集人は申立人に、ありのまま告知するよう伝えたとうえで、自分に伝えても告知したことにはならないと口頭で説明した。タブレット画面において同様の説明がなされている。
- (3) 告知書の入力中、申立人が「子宮筋腫」とつぶやいたので、募集人は「何か気になることがあるの？分からないことがあれば、告知専用フリーダイヤルがあるので、そこにかけて質問することができるよ。」と告知サポート資料を示しながら助言したが、申立人は無視して告知手続を進めた。
- (4) 申立人と募集人は頻繁にLINEを用いてやり取りしていたが、不告知教唆または告知妨害を疑わせるようなやり取りは見られない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知に際しての状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の不告知が認められる一方で、募集人による不告知教唆または告知妨害は認められず、告知義務違反による解除の取消しおよび給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人が告知の際に「子宮筋腫」とつぶやいたことを募集人が認識していたのであれば、募集人としては、告知は慎重にする必要があるため、質問事項に対して正しく告知するよ

う申立人に促すべきだったと考えられる。